

福井大学における研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関する告発・相談・情報提供受付窓口等の概要

福井大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の早期発見と是正を図るため、告発、相談、情報提供（以下「告発等」という。）の対応窓口を設置しています。

本学において、研究活動の不正行為が行われている又は行われようとしている事実を知った方は、告発等の窓口へ連絡してください。

1. 対象となる不正行為

研究活動における次の行為について取扱います。

ただし、故意によるものでないものは除きます。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2. 対象となる者

本学において研究活動に従事する役員、教職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者が対象となります。

3. 告発等の受付窓口

研究・地域連携推進部研究推進課【責任者：理事（研究、産学・社会連携担当）】

住所 〒910-8507 福井市文京3丁目9番1号

電話番号 0776-27-8007

FAX番号 0776-27-9742

E-mail rp-kenkyo@ml.u-fukui.ac.jp

受付時間 月～金 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）

4. 告発等の方法

原則として顕名により、「研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とするとする科学的合理的理由が示されているもの」を電話、書面（電子メール、FAXを含む。）、面談（持参を含む。）により受け付けます。

なお、告発者の身分等を確認できる身分証明書、運転免許証、健康保険証等のコピーを持参又は添付してください。

匿名の場合は、告発等の内容に応じて顕名に準じて取り扱います。

5. 調査の方法等

(1) 予備調査

- ・「研究公正調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置して告発内容の合理性、調査可能性等を調査し、本格的な調査（本調査）を実施すべきか否かを判断します。

(2) 本調査

- ・本学に属さない者を含む調査委員会を設置し、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知します。
- ・調査委員会の構成について、告発者及び被告発者は、異議申立て可能です。また、被告発者の弁明の機会を保証します。

(3) 認定

- ・不正行為が行われたか否かを認定し、不正行為と認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、研究や論文等における役割を認定します。
- ・不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否かを認定します。
- ・不正行為と認定されたとき、不服申立てが可能です。

(4) 公表

- ・不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表します。
- ・不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しません。
ただし、公表までに調査事案が外部に漏出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表します。
また、悪意に基づく告発等との認定があった場合は、告発者の氏名・所属を公表します。

(5) 処置

- ・不正行為が行われたとの認定があった場合は、直ちに当該研究費の使用中止を命じます。
- ・本学職員就業規則等に基づき適切な処置を講じます。

5. 学内規則・関係法令等

- ・ 福井大学における研究活動の不正行為への対応の流れ
- ・ 福井大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則
- ・ 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」

(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会)